

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

事業名 特定基盤整備推進交付金（下水道）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

都市建築部 下水道課 公共下水道係 電話番号：058-272-1111（内 3155）

E-mail： c11663@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 17,513千円（前年度予算額：25,897千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	25,897	0	0	0	0	0	0	0	25,897
要求額	17,513	0	0	0	0	0	0	0	17,513
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

県下の下水道普及促進を図るため、平成12年度から本交付金制度により、公共下水道事業を推進している市町村に対して財政面で援助を行っている。

また、下水道は初期投資の大きな施設であり、財政状況が厳しい市町村からの事業継続の要望は強い。

なお、県全体の下水道普及率は、平成11年度末の45.7%から令和元年度末には76.8%まで上昇したが、普及率の低い市町村に対しては、今後も継続的に支援が必要である。

（2）事業内容

下水道の普及促進を目的に、市町村が実施する公共下水道事業に関わる起債償還相当額の一部に対し利子を含めて交付する。

（3）県負担・補助率の考え方

下水道普及率が低く、財政状況の厳しい市町村が下水道事業を継続するための交付事業である。交付対象は下水道普及率が平成19年度末の全国平均と岐阜県汚水処理施設整備構想における各市町村の令和7年度目標に満たない市町村が起債により事業実施する場合に限定している。

・ 特定基盤整備推進交付金（下記①＋②）

①（国庫補助対象事業費－国庫補助相当額）× 1/40 ×（1－交付税算入率）

②①に対する利子相当額

（４）類似事業の有無

無

３ 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	17,513	下水道の普及促進を目的に、市町村が実施する公共下水道事業に関わる起債の一部に対し利子を含めて交付する。
合計	17,513	

決定額の考え方

４ 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

平成 30 年 3 月策定の岐阜県汚水処理施設整備構想に基づき汚水処理人口普及率の向上を目標とする。（計画期間：平成 30 年度から令和 17 年度）

（２）国・他県の状況

23 都道府県において県費助成が行われている（R1 年度末現在）。

（３）後年度の財政負担

岐阜県汚水処理施設整備構想における汚水処理人口普及率の目標達成年次である令和 7 年度に実施する市町村実施事業に係る起債償還までを対象とする。

なお、交付対象団体の下水道人口普及率が基準値（平成 19 年度末の全国平均）である 71.7%または岐阜県汚水処理施設整備構想における各市町村の令和 7 年度目標を上回れば事業を終了する。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	特定基盤整備推進交付金（下水道）
補助事業者（団体）	下水道人口普及率が基準値（平成 19 年度末の全国平均）である 71.7%を下回る市町村 （理由）普及率の低い市町村に対して普及促進させる。
補助事業の概要	（目的）下水道の普及促進 （内容）市町村が実施する公共下水道事業に関わる起債の一部に対し利子を含めて交付する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）対象事業に対する市町村の実負担について、元利償還相当額の 1/40 を交付。 （理由）下水道は初期投資の大きな施設であるため、財政的な援助を行い普及促進を図る。
補助効果	県内の下水道普及率の向上に伴う公共水域の水質向上
終期の設定	終期 令和 7 年度の市町村事業に係る起債償還まで （理由）岐阜県汚水処理施設整備構想の目標達成年次

（事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか 汚水処理人口普及率を 95%以上とする。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H11 年度末)	目標 (R2 年度末)	目標 (終期)
①汚水処理人口普及率	59.1%	—	95.0%

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	25,483 千円	29,822 千円	21,412 千円	(予算額) 25,897 千円	(要求額) 17,513 千円
指標①目標	—	—	—	—	—
指標①実績	92.2%	92.4%	92.8%	(推計値) —	(推計値) —
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

（前年度の成果）

<p>下水道普及率が低く、財政状況厳しい市町村が下水道事業を継続するための財政的補助となる。</p>
--

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省及び環境省の 3 省連名により「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」において、今後 10 年程度を目途に汚水処理施設の概成を目指す旨の通知があり、下水道事業の普及促進がさらに求められている。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

下水道普及率が全国平均に満たない市町村が起債により事業実施する場合に限定して交付する交付金であり、事業継続の市町村要望は強い。財政状況が厳しい市町村が流域の水質向上や生活環境の改善を図るために、必要な事業である。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

平成 11 年度の下水道普及率 45.7%から令和元年度 76.8%に伸びている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

平成 21 年度に行財政改革アクションプランに基づき、対象はこれ以前に限ること、交付率を従来の 1/2 とするなど経費の節減を図った。
令和元年度には、対象事業を下水道普及率の向上に直接寄与するものに限ることとした。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

--